

特記仕様書

設計名称

R03芝山他2団地橋梁補修設計

令和4年1月

独立行政法人都市再生機構
東日本賃貸住宅本部
リノベーション設計部 リノベーション環境設計課

第1編

第1章 一般事項

1-1 適用

- (1) 本特記仕様書は、「R03芝山他2団地橋梁補修設計」（以下「本業務」という。）に適用する。本業務を実施するにあたっては、本特記仕様書によるほか、「保全（土木・造園）設計業務等共通仕様書(案）」（以下「共通仕様書」という。）による。
- (2) 本業務の実施に当たり、本特記仕様書等に疑義を生じた場合については、別途、協議するものとする。

1-2 業務範囲

業務の範囲は以下の9橋とする。

橋長、全幅員及び構造形式等の情報については、別添-1-1の対象歩道橋一覧に示す。

また、橋梁に係る諸元等詳細情報については、別添-3-1～3-9に示す。

- (1) 芝山団地 第1歩道橋
- (2) 芝山団地 第2歩道橋
- (3) 飯島団地 横断歩道橋
- (4) 洋光台西団地 歩専橋1～6

1-3 業務の履行期間

契約締結日の翌日 から 令和5年2月28日

1-4 地区所在

- (1) 芝山団地 千葉県船橋市芝山1丁目ほか（別添-2-1）
- (2) 飯島団地 神奈川県横浜市栄区飯島町527番（別添-2-2）
- (3) 洋光台西団地 神奈川県横浜市磯子区洋光台5-19（別添-2-3）

1-5 特記事項

- (1) 共通仕様書総則1.1.7「照査技術者及び照査の実施」の特記
 - ア 受注者は、本業務請負契約書第12条の規定に基づき、本業務の照査技術者を定め機構に通知すること。
 - イ 照査時期及び照査項目については、共通仕様書に基づき照査計画書を調査職員へ提出し、承認を受けること。
- (2) 共通仕様書総則1.1.30「安全等の確保」の特記
 - ア 道路等の計画地周辺の現況確認を行うために必要となる道路管理者等との事前調整を行うこと。

第2章 設計業務等一般

2-1 業務目的

1-2に示す歩道橋において、鉄筋およびコンクリート、鋼材、伸縮装置、舗装等の劣化診

断における計画、調査、測定を行い、劣化原因の推定・健全度評価・将来的な劣化予測並びに補修・補強の要否の判定及び対策を立案し、対策工事に必要な実施設計及び積算を行うことを目的とする。

また、1-2(2)芝山第2歩道橋において、歩道橋の撤去に係る概略施工計画の策定および概算工事費の算出を行い、将来的な撤去に向けた検討を行う際の基礎資料を作成する。

2-2 使用する技術基準等

本業務で使用する技術基準等は以下のとおりとする。ただし、適用基準の最終決定は、自治体及び調査職員との協議による。

(1) 関係法令等

- ・都道府県開発指導要綱
- ・道路法
- ・道路構造令
- ・その他関係法令等

(2) 技術基準等

- ・日本道路協会 道路構造令の解説と運用（最新版）
- ・日本道路協会 舗装設計施工指針（最新版）
- ・日本道路協会 道路橋示方書 共通編・鋼橋編・下部構造編・耐震設計編（最新版）
- ・東京都 東京都福祉のまちづくり条例 施設整備マニュアル（最新版）
- ・その他関係技術基準等

2-3 貸与する資料

- ・団地平面図、配置図 一式
- ・保全工事積算要領 一式
- ・保全（土木・造園）設計業務等共通仕様書(案)
- ・土木・造園工事積算要領 一式
- ・土木・造園工事積算の手引き 一式
- ・保全工事マニュアル
- ・修繕等実施基準 一式
- ・居住環境整備事業等における土木関連業務に係る電子納品要領(案)土木設計編
- ・居住環境整備事業等における土木関連業務に係るCAD製図基準(案)
- ・平成30年度東日本賃貸住宅本部管轄団地（千葉・茨城地区）における法定点検等業務 報告書
- ・平成30年度東日本賃貸住宅本部管轄団地（神奈川地区）における法定点検等業務 報告書
- ・平成31年度東日本賃貸住宅本部管轄団地（神奈川地区）における法定点検等業務 報告書
- ・令和元年度橋梁の長寿命化修繕計画策定業務 報告書

※受注者は機構からの貸与品を無断で外部への持出し・閲覧、複写、又、譲渡してはならない。

2-4 購入を要する資料

- ・基盤整備工事共通仕様書・施工関係基準 令和2年度版

- ・保全工事共通仕様書 令和2年度版
- ・土木・造園工事積算要領 令和3年度版
- ・土木工事標準設計図集 令和元年度版
- ・造園施設標準設計図集 平成30年度版
- ・撤去・移設等標準設計図集(土木造園編) 平成11年度版
- ・保全工事積算基準 造園 令和元年10月版
- ・電気、設備、建築については、必要に応じて購入すること。

第3章 その他

3-1 打ち合わせ

本業務に関する打ち合わせは、下記の区切りにおいて行うものとする。なお、業務着手時と業務完了時には管理技術者も同席するものとし、打合せ記録は受注者が作成し相互に確認するものとする。

- ・業務着手時（業務計画書提出時）
- ・中間時 1回/月
- ・業務完了時

3-2 関係機関協議

- ・調査及び設計に必要な関係機関、資料収集及び協議資料の作成を行う。
- ・関係機関協議先の詳細については別添-1-2を参照とし、「○」1個につき協議回数は2回を見込む。

3-3 成果品

業務の成果品は、共通仕様書及び成果品一覧のとおり

- ・設計報告書はA4ハードファイル3部
- ・設計図書はA3版（A2図面ケースに入れること）3部
- ・上記電子データ一式（CD-RまたはDVD-R記録し、ハードファイルに閉じこむ）
電子データはオリジナルデータに加え、報告書形式のPDFデータも作成すること。

電子納品をする成果品については原則、以下に従うものとする。

- ・「居住環境整備事業等による土木関連業務に係る電子納品要領(案)土木設計編」
- ・「居住環境整備事業等における土木関連業務に係るCAD製図基準(案)」

3-4 作業スケジュール

業務請負契約書第34条に依拠し、飯島団地および洋光台西団地の成果品については、2022年10月末を目途に使用する予定とする。詳細な作業スケジュールについては設計担当者と協議すること。

3-5 提出書類仕様

受注者は仕様書で規定されている提出書類にあたってはグリーン購入法の規定に基づく再生

紙を使用するものとする。

3-6 個人情報の取扱い

個人情報等の保護に関する特約条項第2条に定める個人情報等の保管場所、取扱場所、及び取扱場所から持ち出す場合等の手続き等については、下記のとおりとする。

- (1) 保管場所は受注者事務所内とし、施錠できる場所に保管する。
- (2) 取扱場所は受注者事務所内とし、取扱終了後は速やかに保管場所に返却し、施錠する。
- (3) 取扱場所から持ち出す場合は、事前に担当職員の了解を得、保管場所に返却後はその旨を報告する。
- (4) 原則として携帯電話に業務に係る個人情報を登録しない。

3-7 暴力団員等による不当介入を受けた場合の措置について

- (1) 本業務の履行に際して、暴力団員等による不当要求又は業務妨害（以下「不当介入」という。）を受けた場合は、断固としてこれを拒否するとともに、不当介入があった時点で速やかに警察に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行うこと。
- (2) (1)により警察に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行った場合には、速やかにその内容を記載した文書により発注者に報告すること。
- (3) (1)及び(2)の行為を怠ったことが確認された場合は、指名停止の措置を講じることがある。
- (4) 暴力団員等による不当介入を受けたことにより工程に遅れが生じる等の被害が生じた場合は、発注者と協議を行うこと。

3-8 土木設計業務成績評定について

本業務は、業務成績評定対象業務である。受注者には、業務完了後業務成績評定点を通知する。付与した業務成績評定点は、将来業務発注時に価格以外の評価項目として使用することがある。

なお、受注者が申請書及び資料（実施方針、技術提案等）に記載した内容を履行しなかった場合は、業務成績評定点に反映することがある。

また、60点未満の業務成績の通知を受けたものについては当該業務成績の通知日から起算して1年を経過するまでの間、以下の通りとする。

- ・「令和3・4年度コンサルタント等業務希望調査の実施について」にて提出された調査資料は競争参加者の指名の基礎資料としない。
- ・上記以降の「コンサルタント等業務希望調査の実施について」にて提出された調査資料は競争参加者の指名の基礎資料としない。

3-9 業務中の安全確保

受託者は、現場作業中における安全確保をすべてにおいて優先させ、常に現場作業中の安全に留意し現場管理を行い、災害防止を図ること。また労働安全衛生関連法令に基づく措置を常に講じなければならない。なお、現場作業中に事故が発生した場合には、直ちに指示者に報告するとともに指示者が指示する様式で、指示する期日までに事故報告書を提出しなければならない。

3-10 再委託

- ① 受注者は、本業務における「主体的部分」について再委託することはできない。
- ② 受注者は、コピー、ワープロ、印刷、製本、計算処理、トレース、資料収集・整理、パース図作成及び模型作成などの簡易な業務の再委託にあたっては、担当職員の承諾を必要としない。
- ③ 受注者は、②に規定する以外の再委託にあたっては、担当職員の承諾を得なければならない。

3-11 設計業務実績データ（TECRIS）の情報提供について

当該業務について、「業務実績情報システム（TECRIS）」〔JACIC（(財)日本建設情報総合センター）TEL. 03-3505-0440〕の仕様に基づく「登録のための確認のお願い」を、当職員の確認を受けた後にJACICに提供するとともに、JACICが発行する、「登録内容確認書」の写しを担当職員に提出しなければならない。なお、各々の提出期限は、以下のとおりとする。

- ① 受注時登録データ → 契約締結後10日以内
- ② 完了時登録データ → 業務完了後10日以内
- ③ 受注時登録データの内容変更があった場合は変更があった日から10日以内

第2編

第1章 業務内容

1-1 現地踏査

架橋地点の現地踏査を行い、特記仕様書に基づいた設計範囲及び貸与資料と現地との整合性を目視により確認するものとする。また、以下の事項に留意し確認を行う。

- ① 沿道状況、交差状況、用地条件（工事用道路、施工ヤード等の施工性判断）
- ② 損傷箇所の位置及び状況
- ③ 過年度の補修箇所の状況
- ④ 補修範囲決定
- ⑤ 占用物件および施工上支障となる物件の位置および状況

なお、以下の場合については調査職員と協議を行う。

- ・ 現地踏査等の結果等から、何らかの詳細調査が必要と判断された場合
- ・ 現地踏査で足場等仮設物や橋梁点検車、交通誘導員が必要と判断された場合

1-2 現地調査

現部材塗料の有害物質含有量試験（PCB、鉛、六価クロム）の実施及び既設塗膜の厚さを測定する。これらの分析結果をまとめ、報告書を作成する。また、塗膜の採取部については塗装復旧を行う。

1-3 形状調査・一般図作成

現況形状を図面に還元し、補修検討・詳細設計及び維持管理の基礎資料に供する。なお、既往資料がある場合も資料の整合を確認するため、現況の主要寸法を測定する。

1-4 補修工法検討

- ・過年度の橋梁点検結果から、対策が必要と判定された部位（「C1、C2（C）」判定）について、損傷の種類、損傷箇所、損傷程度、損傷の進行状況等を整理し、損傷原因を特定の上、適切な補修工法を3案程度抽出する。これらについて経済性（LCC含む）、施工条件（施工性、制約等）、安全性、環境保全、維持管理のしやすさ等により総合的に評価し最適な工法を選定する。
- ・鋼部材の防食機能の劣化・腐食、RC部材の剥落に起因するB判定については、適切な補修工法（塗装：全面塗替or部分塗替、剥落：剥落対策）を比較検討の上選定する。
- ・デッキプレート床版から遊離石灰、漏水等がある場合については、防水層設置を伴う舗装の打替えを検討する。
- ・また、その他の損傷（「B」判定）部位については、補修対象部位の施工方法を考慮し、上記の対策が必要と判断される部位と同時期に対策を講じることが経済性、施工性、予防保全の観点から優位となる対象部位を検討し、修繕範囲を決定する。
- ・当該団地を含めた周辺環境の現況調査を行い、現況分析を行う。現況分析結果を踏まえて、補修を行う歩道橋における色彩コンセプトを検討し色彩計画書A4用紙2枚及びフォトモンタージュA3用紙2枚を作成する。色彩計画書を踏まえて、補修方針を検討する。（対象となる歩道橋については別添-1-2を参照とする。）

1-5 補修設計

上記1-4にて選定された橋梁補修工法について、補修設計を行い、橋梁位置図、既設一般図（補修前）、補修一般図、構造図および詳細図を作成する。

1-6 仮設図

補修工事の際に橋上あるいは桁下の歩行者や車両の切り回しが必要な場合は、規制の規模や幅員、防護等を記入した施工図を作成する。

また、施工に仮設足場が必要な場合は、足場の構造や寸法等を記入した仮設図を作成する。

1-7 数量算出

工種ごとに、土木工事数量算出要領に基づき、数量計算を実施し、数量計算書を作成する。

1-8 施工計画

構造物の規模、道路・鉄道の交差条件、河川の渡河条件及び、計画工程表、施工順序、施工方法、資材・部材の搬入計画、仮設備計画等、工事費積算に当たって必要な計画書を作成する。

1-9 概算工事費算定

数量、施工計画を基に概算工事費の算出を行う。

1-10 積算

補修工事の数量及び施工計画をもとに工事発注のための積算を行う。

積算は（独）都市再生機構の積算基準を原則とし、URの積算システムを利用して実施する。

- ・積算企画書（別添－４）の作成
- ・土木工事積算システムへの入力及び積算根拠資料の作成・整理

※積算企画書の作成および照査にあたっては、主任技師の承認を得て決裁すること。

主任技師：大卒後 18 年以上相当の能力のあるもの。

1－1 1 概略撤去設計（対象：芝山団地第 2 歩道橋のみ）

歩道橋を撤去する場合の概略施工計画（計画工程、施工順序、施工方法、資材・部材の搬入計画等）および概算工事費を算定し、将来的に撤去検討を行う際に必要な基礎資料を作成する。

1－1 2 関係機関との協議資料作成

関係機関との協議用資料・説明用資料を作成する。

1－1 3 照査

照査は、下記の事項に留意し行うものとする。

- ・基本条件の決定に際し、設計に必要な現地条件、基礎情報を十分に留意し把握しているか確認を行い、その内容が適切であるか十分照査する。特に、現地条件については、設計の目的に対応した情報が得られているか照査する。
- ・補修詳細設計の一般図・構造図・詳細図が、既設部と補修部の取り合いや整合が、適切にとれているか照査する。また、詳細調査結果・支障物件・近接・施工条件等が、設計計画に十分に反映されているか照査する。
- ・設計方法・解析モデル・応力計算等が、妥当であるか照査を行う。また、仮設計画や施工計画において、比較検討により適切な工法を選定するとともに、交差条件等の支障物件等が十分に踏まえた設計計画となっているか照査する。
- ・設計計算結果が、詳細図・数量計算に適切に反映し、整合がとれているか十分に照査を行う。また、現地条件が詳細図・数量計算・積算等に適切に反映され、整合がとれているか照査する。

1－1 4 報告書作成

設計業務の成果として、概要書（現地踏査結果等及び橋梁補修工法選定理由、施工段階での注意事項、検討事項等）、設計計算書、詳細図面、数量計算書、積算、施工計画書等についてとりまとめたものを作成する。

1－1 5 法令等に基づく届出等チェックシートの提出

受注者は、当該物件における法令等に基づく届出等の必要があるものについて別添－５「届出等チェックリスト」を必要に応じ加筆・修正し、同チェックリスト中の「設計者」欄に「○」印を記入、また、届出等が不要のものについて同チェックリスト中の「設計者」欄に「－」印を記入の上、設計図書等と併せ、成果品として提出すること。なお、届出等の必要性が不明のものは空欄とする。

1-16 業務成績評定

本業務については、業務成績評定の対象業務として業務完了後、業務成績評定点を通知する。付与した業務成績評定点は将来業務発注時に価格以外の評価項目として使用することがある。また、60点未満の業務成績の通知を受けたものについては当該業務成績の通知日から起算して1年を経過するまでの間、「令和3・4年度コンサルタント等業務希望調査の実施について」にて提出された調査資料は競争参加者の指名の基礎資料としない。

1-17 成果品

成果品は、以下を参考とする。

設 計	設 計 図 書	縮 尺 等	概 要
共 通	表 案 特 数 内 記 仕 量 様 書 表	紙 図 書 表 一 式 一 式 一 式 一 式	表紙、図面、目録 団地の案内、工事場所の案内図 工事種目、各種目の特記仕様 各工事種目別の数量一覧表
設 計 説 明 書	現 況 調 査 結 果 料 設 計 検 討 資 料 色 彩 計 画 書 フ ォ ト モ ン タ ー ジ ュ 関 係 機 関 と の 協 議 資 料 そ の 他 参 考 資 料	A 4 サイズ A 4 サイズ A 4 サイズ A 3 サイズ 一 式 一 式	設計条件、設計根拠資料、特殊な資材・広報等に関する説明資料等 写真他
橋 梁 設 計	一 般 図 橋 梁 置 図 設 計 条 件 表 平 面 図 側 面 図 横 断 図 地 下 埋 設 物 平 面 図 架 空 線 平 面 図 付 属 施 設 詳 細 図 各 種 詳 細 図 ・ 構 造 図 補 修 工 法 比 較 表 改 修 詳 細 図 施 工 ス テ ッ プ 図 仮 設 図 協 議 図 書 概 算 工 事 費	1/200 ～1/500 1/200 ～1/500 適 宜 1/200 ～1/500 縦1/100 横1/500 1/200 ～1/500 1/200 ～1/500 適 宜 適 宜 適 宜 適 宜 適 宜 適 宜 適 宜 A 4 サイズ	上部工・下部工（現況図、改修図） 上部工・下部工（現況図、改修図） 上部工・下部工（現況図、改修図） 既設ガス、水道、電気等の参考図 電気、通信等の参考図
有害物質含有試験報告書 照査報告書 打合せ記録簿		A 4 サイズ A 4 サイズ A 4 サイズ	

注：縮尺についてはA1サイズを標準としたものであり、他のサイズとする場合は調査職員と協議するものとする。

設 計	設 計 図 書	縮 尺 等	概 要
数 量 ・ 積 算 報 告 書	数 量 計 算 書 表 数 量 総 括 表 数 量 算 出 根 拠 図 積 算 企 画 書 T S S 入 力 デ ー タ リ ス ト 積 算 根 拠 資 料	A 4 サイズ 一 式 一 式 A 4 サイズ 一 式 一 式	施工数量、単位数量計算書 積算内訳書、単価表作成のTSS入力データ
照査報告書		A 4 サイズ	
打合せ記録簿		A 4 サイズ	

- (1) 発注図面は原図 1 部及び焼き図 1 部を同一図面ファイルに収納して提出
- (2) 計算書等は原図を 1 部 A4 ビニールファイルに収納して提出
- (3) 積算補助関連資料は原図 1 部を内容別にファイルし、A4 ビニールファイルに収納して提出
- (4) その他資料は、原図 1 部及びコピー原図 1 部を内容別にファイルして提出
- (5) 設計図書作成時の CAD データ (DWG 又は DXF) を CD (形式、件名、社名記載) に記録の上 1 部提出

以 上

対象歩道橋一覧

別添-1-1

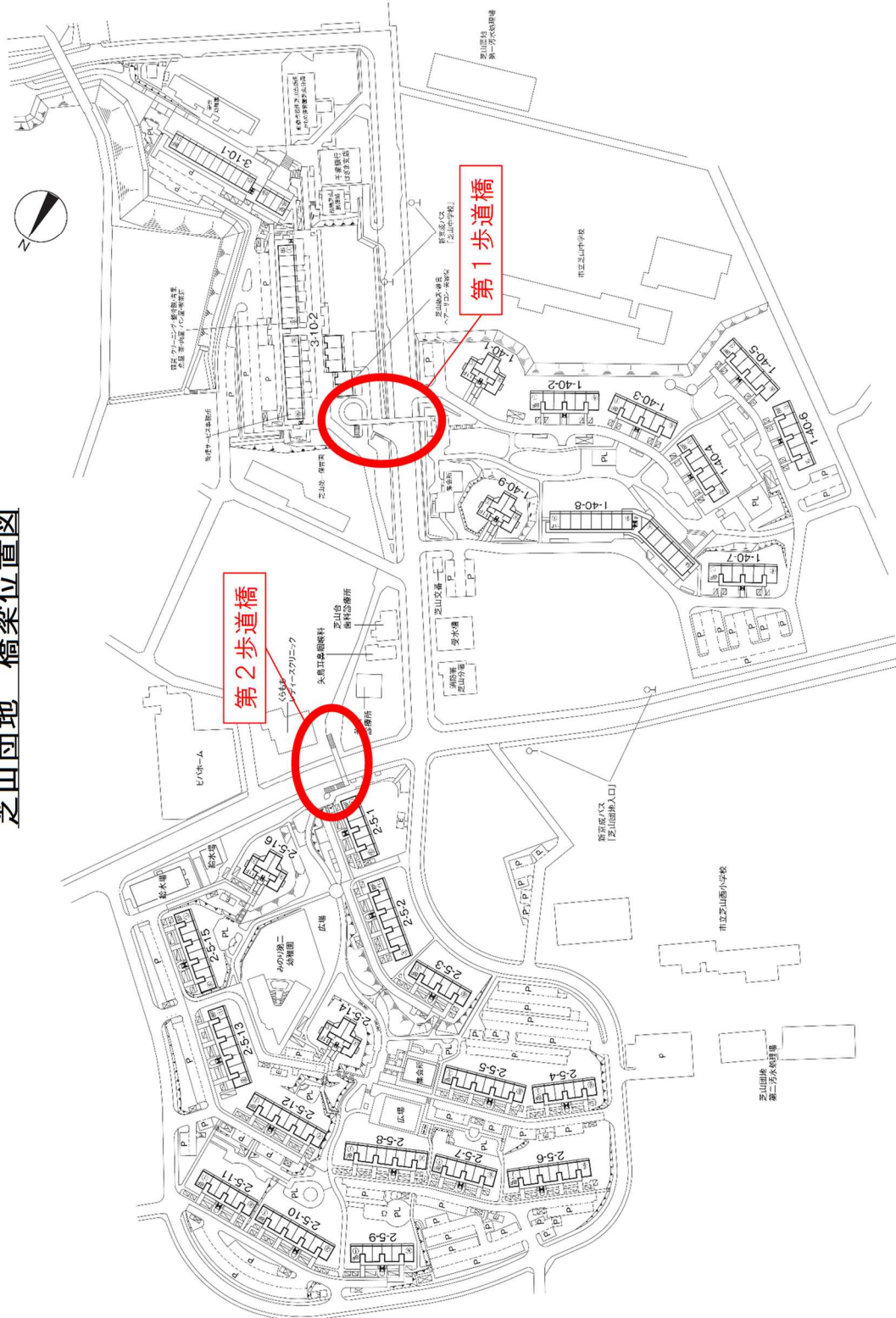
番号	橋名	エリア	住所	団地名	建設年	架設場所	形式	橋長 (m)	総幅員 (m)
1	第1歩道橋	千葉	自) 船橋市芝山1丁目 至) 船橋市芝山3丁目	芝山団地	1977	市道 第00-016号、 団地内道路	サンドイッチ鋼床版橋	41.55	2.80
2	第2歩道橋	千葉	自) 船橋市芝山2丁目 至) 船橋市芝山3丁目	芝山団地	1977	市道 第00-013号	単純プレートトガター橋	23.90	2.90
3	横断歩道橋	神奈川	自) 横浜市栄区飯島町 至) 横浜市栄区飯島町	飯島団地	1968	一般道路 (市道等)	RC床版鋼単純鈹桁橋	28.00	1.90
4	歩専橋 1	神奈川	自) 横浜市磯子区洋光台西5-19 至) 横浜市磯子区洋光台西5-19	洋光台西団地	1975	団地内歩行者専用通路	RC床版鋼単純鈹桁橋	10.00	2.90
5	歩専橋 2	神奈川	自) 横浜市磯子区洋光台西5-19 至) 横浜市磯子区洋光台西5-19	洋光台西団地	1975	団地内歩行者専用通路	RC床版鋼単純鈹桁橋	10.00	2.90
6	歩専橋 3	神奈川	自) 横浜市磯子区洋光台西5-19 至) 横浜市磯子区洋光台西5-19	洋光台西団地	1975	団地内歩行者専用通路	RC床版鋼単純鈹桁橋	10.00	2.90
7	歩専橋 4	神奈川	自) 横浜市磯子区洋光台西5-19 至) 横浜市磯子区洋光台西5-19	洋光台西団地	1975	団地内歩行者専用通路	RC床版鋼単純鈹桁橋	10.00	2.90
8	歩専橋 5	神奈川	自) 横浜市磯子区洋光台西5-19 至) 横浜市磯子区洋光台西5-19	洋光台西団地	1975	団地内歩行者専用通路	RC床版鋼単純鈹桁橋	10.00	2.90
9	歩専橋 6	神奈川	自) 横浜市磯子区洋光台西5-19 至) 横浜市磯子区洋光台西5-19	洋光台西団地	1975	団地内歩行者専用通路	RC床版鋼単純鈹桁橋	10.00	2.90

対象歩道橋一覧

別添-1-2

番号	橋名	エリア	団地名	関係機関協議先 (「○」1個につき協議回数2回を見込む)								色彩計画書・ フォトモンタージュ 作成			
				道路管理者	河川管理者	所轄警察署	まちづくり 関係部署	環境部局	労働基準 監督署	教育委員会	架空線管理者		バス事業者		
1	第1歩道橋	千葉	芝山団地	○	-	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
2	第2歩道橋	千葉	芝山団地												○
3	横断歩道橋	神奈川	飯島団地	○	-	○	○	○	○	○	○	○	○	○	-
4	歩専橋 1	神奈川	洋光台西団地												
5	歩専橋 2	神奈川	洋光台西団地												
6	歩専橋 3	神奈川	洋光台西団地												○
7	歩専橋 4	神奈川	洋光台西団地												
8	歩専橋 5	神奈川	洋光台西団地												
9	歩専橋 6	神奈川	洋光台西団地												

芝山団地 橋梁位置図



飯島団地 橋梁位置図



